



The Supporters Times

サポーターズタイムズ



衆議院議員 秋葉賢也 政策・活動レポート

きめ細かな教育へ向けて 小学校の35人学級を実現

公立小中学校の1学級当たりの人数は、義務標準法により、現在40人(1年生は35人)と定められていますが、小学校について35人に引き下げることとし、本年4月から施行されています。

この学級編制基準は、義務標準法制定時の1958年は50人、64年度から45人、80年度から40人と順次計画的に引き下げられており、今回は40年ぶりの引下げとなりました。私は県議会議員の時から、チームティーチングの導入やとりわけ小学校における少人数教育の実現を訴えてきておりとても感慨深いものがあります。

今回の引下げは、ギガスクール構想の下で1人1台端末の整備が進む中、これまで以上に一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行う必要があり、また、新型コロナウイルス感染症対応も含めて安全安心な教育環境を整備するために、ようやく実現にこぎつけたものです。

少人数学級の効果については、様々な研究がありますが、自治体における先行的な取組を通じて、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導が可能となる、子どもたちの落ち着いた学校生活につながる、学校経営など教師の負担軽減につながるなど学習面、生活面を含めて学校教育活動全体を通じて充実が図られるなどの指摘がなされてきました。

今回の計画では、約1万4千人の教職員数の改善が必要であり、教員や教室の確保を図るために年次計画で実施することとされており、既に35人となっている1年生は除き、来年度の2年生から学年進行で5年間かけて35人学級を実施することとされています。

35人学級への引下げの対象となる36人以上の学級の割合は、全国の8%程度ですが、36人以上の学級がある学校の割合は28%程度であり、全国的な教育水準の均衡を図るためにも国による学級編制基準の引下げが必要でした。

今回は、小学校の35人学級を実現することになりましたが、一人一人に応じたきめ細かな指導の必要性は中学校についても同様であり、この学級編制基準の引下げを計画的に実施する中で、この引下げが教育活動に与える影響について検証を行い、その結果を踏まえて、学校の望ましい指導体制の在り方について検討する必要があります。

例えば、アメリカのケンタッキー州では、3年生までは24人、4年生から6年生までは29人程度とされるなど、諸外国では30人程度の基準が一般的になっている中、特に配慮が必要な小学校低学年については、更なる学級編制基準の引下げが必要と考えています。

子どもたちはまさに国の宝、国の未来です。私たちは2019年10月から消費税の増税分を財源にして、幼児教育・保育の無償化を実現させました。これからも誰ひとり取り残さない(No one left behind)社会を築き上げていくために、「こども庁」の創設をはじめ教育環境の充実に意欲的に取り組んで参ります。

衆議院議員 秋葉賢也

確かな実現力! 秋葉賢也は走り続けます!!

秋葉代議士に聞く
第204回常会で成立した法律(改正法)の概要

秋葉代議士教えます!



『改正ストーカー規制法』の中身!

秋葉代議士、法審査会メンバーとして成立に貢献
『国民投票法改正案』可決・成立へ

Q 秋葉代議士は、憲法審査会に所属されていますが、今国会で成立した「改正国民投票法」についてポイントを教えてください。



5月6日開催の衆院『憲法審査会』で起立投票に臨む秋葉代議士

A はい。私は、今国会で初めて憲法審査会のメンバーとなり、『国民投票法改正案』の法案の迅速な成立に貢献して参りました。

改正法のポイントは、一言でいえば、「2016年の改正公職選挙法の内容を、憲法改正の手続きに関する国民投票にも適用する」点です。例えば、この法律には、2016年の改正公職選挙法同様に、『共通投票所制度』創設に関する規定が設けられており、ショッピングセンターや駅構内等に設置される投票所でも、投票が可能となります。

Q 国民投票法改正案は、秋葉代議士が憲法審査会メンバーに初めてなった今国会で可決・成立となりました。秋葉代議士のご見解をお聞かせ下さい。

A はい。私が初めて憲法審査会のメンバーとなった今国会で、『国民投票法改正案』が可決・成立されたことを誇りに感じております。今国会で成立した『改正国民投票法』は、憲法改正の議論とは次元が異なり、既に成立している『改正公職選挙法』が定める手続き上の改正と同じで、時代の変化に応じ投票の在り方についてもより柔軟にし、有権者の投票の利便性を高めるものとして評価しています。

秋葉代議士に聞く!

政府の「孤独死」対策

世田谷区の子育て広場「ぶりっじ」を視察する秋葉(当時)首相補佐官▶



Q 日本では、以前から「引きこもり」や高齢者の「孤独死」増加が、社会問題となっておりますが、コロナ禍で一人暮らしの若者や女性の自殺者数が増えていると聞きました。政府は、どのような対策を進めているのでしょうか?

▶ 政府は、中大OBでもある坂本哲志内閣府(1億総活躍担当)大臣を孤独・孤立対策担当大臣を兼務させ、孤独死問題への対応を政府一体となり、次のような相談窓口を設置し取組を進めています。まずは、相談してみましょう!

つらい、死んでしまいたいと思った時(厚労省)

よりせいホットライン ☎ 0120-279-338 (24時間対応)

子どもさんのSOSの相談窓口(文部科学省)

子供SOSダイヤル ☎ 0120-0-78310 (24時間対応)

性暴力、性犯罪の被害について相談したい時

性暴力被害相談支援センター宮城
☎ 0120-556-460 (平日10:00~20:00/土曜10:00~16:00)

また、「孤独・孤立対策へ取り組んでいる」NPO(非営利活動組織)の活動を緊急に支援するシステムを構築しています。

詳しくは、内閣官房のウェブサイトにて詳細をご確認ください。
(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_taisaku/pdf/kinkyu_sien.pdf)

Q 今国会では、『ストーカー規制法改正案』が可決・成立しました。今回の改正は、2013年、2016年に続き3回目の改正となりましたが…

A はい。今回の改正は、GPSによる相手の位置情報取得について、昨年7月最高裁で、当該行為が、現行法上の「見張り」には該当しないという判断が下され、現行法のままではGPSを使った行為の取り締まりが難しくなったことを受けたものです。近年、元交際相手等の所有物にGPS機器等をひそかに取り付け、元交際相手の位置を掌握する事案が発生し問題となっていました。今改正で、相手の承諾を得ないでGPSを使い相手の居場所を把握する行為は、規制対象となりました。

改正法のポイントは、以下の点にあります。

★ 規制対象の拡大

以下の行為が、新たに規制対象となりました。

- ① 相手の承諾なく、相手が所持する物に、GPS機器等を取り付け、所持する位置情報記録(GPS機器等)の位置情報を取得する行為。
- ② 相手が現に所在する場所の付近で行う見張り行為
- ③ 拒否されたにもかかわらず、連続して文書を送付する行為。

★ 禁止命令等の方法の明記

⇒禁止命令等については書類の送達が必要

*但し、住所又は居住書が明らかでない場合には、公示送達でも可能。

ストーカー被害を受けていると感じたら、①被害を受けた日時、場所の記録、②相手の具体的言動の記録、③つきまとい等の行為で使用された電話の会話内容の記録、メールや手紙等を保管し、お近くの警察署の『生活安全課』にご相談下さい。

- 仙台中央警察署 ☎ 022-222-7171
- 仙台東警察署 ☎ 022-231-7171
- 泉警察署 ☎ 022-375-7171
- 若林警察署 ☎ 022-390-7171

駐日ヨルダン大使と懇談
日本ヨルダン友好促進議員連盟



ヨルダンのリーナ・アンナブ駐日大使と懇談。2015年に自民党の外交部会長を務めた際、数多くのシリア難民を受け入れていたザアタリの難民キャンプを訪ね、日本ヨルダン友好促進議員連盟に加入しました。2015年当時は、イスラム国(IS)の勢力拡大が進み、600万人に及ぶシリア難民の2割以上を受け入れていたのがヨルダンでした。中東和平を実現するためにも、ヨルダンと日本の平和的な友好関係強化を図ることが重要です。

ご活用
下さい

新型コロナウイルス感染拡大防止の影響緩和 中小企業支援策

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響を受けて経営が苦しい中小企業・個人事業者の皆様を支援するため、政府は「**月次支援金**」制度を用意、更に、「**政府系金融機関による実質無利子・無担保融資**」の**申込期間の延長**を決定致しましたので、是非、ご活用下さい。

I 月次支援金

給付額 中小企業 ▶ **最大 20万円 / 月**
個人事業者 ▶ **最大 10万円 / 月**

給付額 = (2019年又は2020年の基準月の売上) - (2021年の対象月の売上)

給付対象 次の①と②の要件を満たす必要がありますが、業種・地域は問われません。

- ①緊急事態措置又はまん延防止措置に伴う、**飲食店の休業・時間短縮又は外出自粛の影響を受けた中小企業又は小規模事業者**
- ②緊急事態措置又はまん延防止措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月に比べ、**50%以上減少していること**

申請方法 経済産業省『月次支援金』のwebsite (https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html) にアクセスし、①マイページに必要情報を入力、②**2021年の対象月の売上台帳を添付**して(初めて月次支援金の申請を行う場合には宣誓と同意書の提出も必要)申請下さい。

申請期間 ①令和3年4月 / 5月分
→ 令和3年 **6月中下旬 ~ 8月中下旬**
②令和3年6月分
→ 令和3年 **7月1日 ~ 8月31日**

相談窓口 ☎ **0120-211-240** (土日祝日も含め 8:30~19:00)

II 政府系金融機関による実質無利子・無担保融資

政府は、新型コロナウイルス感染の影響により最近1カ月間の売上が前3年のいずれかの年の同期に比して**5%以上減少**した中小企業の皆さんの経営を支えるために、日本政策金融公庫等政府系金融機関で実施している**実質無利子・無担保融資**【(日本公庫(中小事業):上限額 **3億円** / 商工中金(危機対応融資):上限額 **3億円** / 日本公庫(国民事業):上限額**6000万円**)全ての融資について据置期間:**最大5年**】の**申込期限を「当年度末まで」延長**することを決定致しました。是非、政府系金融機関の実質無利子・無担保融資もご活用下さい。

秋葉代議士
教えて!

新型コロナの影響を受けた 支払い負担軽減策

政府は、新型コロナウイルス感染症の影響で国税や地方税の納付が一時的困難な状況にある事業者について、税務署への申請を前提として『**換価の猶予**』や『**納税の猶予**』を認めていますので、是非ご活用下さい。

I 国税納付の猶予

新型コロナの影響で事業を廃業又は休業した場合や、事業に著しい損失を受けた場合等、個別の事情に応じて、国税納付の猶予を認めています。**猶予期間は、原則1年**(更に状況に応じて1年間猶予される場合があります)で、**猶予期間中の延滞税の軽減**(年8.8%→軽減後1%)又は**免除が認められる場合があります**。**猶予期間中、財産差し押さえや換価(売却)が猶予**されます。

【相談窓口】

次の税務署(徴収担当)にご相談下さい。

泉区、宮城野区の一部(燕沢、鶴ヶ谷等)の方
仙台北税務署 ☎ 022-222-8121

若林区、宮城野区の一部(田子、新田等)の方
仙台中税務署 ☎ 022-783-7831

II 固定資産税等の軽減特例の拡充・延長

中小企業・小規模事業者が新たに投資した設備について、自治体の定める条例に従って、**投資後3年間、固定資産税の減免**が現在認められています。更に、固定資産税の特例適用対象を**事業用家屋と構築物にまで拡大**し、特例の適用期限が**2023年3月末まで延長**されます。

【お問合せ窓口】

中小企業税制サポートセンター
☎ 03-6281-9821

III 欠損金の繰戻し還付制度

前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度納付した法人税の一部還付を受ける(相殺)が可能になる**欠損金の繰戻し還付対象**
⇒【**中小企業者(資本金1億円以下)**】に加え、【**資本金1億円超 ~ 10億円以下の法人**】も適用可能。

【相談窓口】

泉区、宮城野区の一部(燕沢、鶴ヶ谷等)の方
仙台北税務署 ☎ 022-222-8121

若林区、宮城野区の一部(田子、新田等)の方
仙台中税務署 ☎ 022-783-7831



